

# AP提供サービス変更申請書

東京大学情報基盤センター長 殿

下記のとおり、AP提供サービスの変更を申請します。

利用に際しては「全学無線LANサービス用AP提供サービス利用規則」を遵守します。

(申請者記入) : 申請者の押印をお願いします。変更事項について右側空欄にご記入ください。

申請日	平成 年 月 日						
組織名							
変更事項	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 経理責任者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 設定環境 (注)接続環境変更の場合は併せて経理責任者及びUTnet部局担当者の押印をお願いします。						
接続環境	設置場所等を別紙に記入の上、併せて提出してください。						
	接続台数	台		台			
●申請者(兼管理者)	フリガナ				職名		
	氏名				印	内線	
	所属						
	メールアドレス						
	利用負担金 支払い経費 情報(※)						
●経理責任者(予算を執行する 事務担当者、事務(部)長、 会計(経理)課長、係長等)	フリガナ				職名		
	氏名				内線		
	所属						
	メールアドレス						
●UTnet部局担当者(技術)	フリガナ				職名		
	氏名				内線		
	所属						
	メールアドレス						
●管理者	フリガナ				職名		
	氏名				内線		
	所属						
	メールアドレス						
署名	利用に際しては「全学無線LANサービス用AP提供サービス利用規則」を遵守します。 20 年 月 日 申請者署名 : _____						

※ 本欄は必須ではありません。部局内において支払い経費を予め明示しておきたい場合にご記入ください。  
 支払い経費の可否は予め経理責任者にご確認ください。

(センター記入)

送付	受付	処理

# 東京大学情報基盤センター全学無線LANサービス用AP提供サービス利用規則

## (趣旨)

**第1条** この規則は、東京大学情報基盤センター（以下「センター」という。）が、全学無線LANサービスを受けるための無線LANのアクセスポイント（以下「AP」という。）を、有償で提供するサービス（以下「AP提供サービス」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (申請者の資格)

**第2条** AP提供サービスの申請者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本学の専任教員を組織の長とする学内組織
- (2) 本学の教職員を責任者とし、本学の事務組織に所轄部署を持つ学内組織
- (3) 前各号に掲げる者のほか東京大学情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた学内組織

## (AP提供サービスの申請)

**第3条** AP提供サービスの利用を申請する場合には、前条の申請者から、所属部局の東京大学情報ネットワークシステム部局担当者に連絡した上で、別に定める利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けるものとする。

## (利用の承認)

**第4条** センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

## (利用期間)

**第5条** AP提供サービスの利用期間は、利用開始日から当該年度の3月31日までとする。

## (申請者の責任)

**第6条** 申請者は、センターが用意するAPを東京大学情報ネットワークシステムに接続するための配線を用意し、APの設置をおこなう。申請者は、該当環境に関するトラブルに対しては、主体となって問題の解決にあたり、APが盗難、破壊されないように管理するものとする。

## (サービスの停止)

**第7条** 管理上問題が生じた場合は、センターは、申請者への通告無く、AP提供サービスを停止することができる。

## (変更の届出)

**第8条** 申請者は、承認のあった申請事項について変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

## (利用承認の取消し)

**第9条** センター長は、申請者がセンターの定めた規則に従わない場合には、利用の承認を取消し、又はAP提供サービスを停止することができる。

## (経費)

**第10条** AP提供サービスの利用に係る経費の負担については、別に定める。

## (補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、AP提供サービスの運用・管理に必要な事項は、東京大学情報基盤センター情報メディア教育専門委員会の議を経てセンター長が定める。

## 附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。